

マンション充電設備普及促進事業（調査費）助成金交付要綱

（制定）令和5年6月29日付5都環公地温第1300号理事長決定

（目的）

第1条 この要綱は、マンション充電設備普及促進事業実施要綱（令和5年5月15日付5環気家第80号。以下「実施要綱」という。）第5-3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するマンション充電設備普及促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるものとする。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4-1（1）に掲げる者であって、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等に該当する者があるもの

（助成対象経費）

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4-1（2）に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（本助成金の額）

第5条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-1（3）に定める金額とする。この場合

において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

- 第6条 助成対象経費に係る事業（以下「助成対象事業」という。）について本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、及びその他別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 同一の受付期間内における交付申請は、1申請者につき1申請を限度とする。ただし、第9条第1項の規定による撤回を行った場合はこの限りではない。
- 4 本助成金の交付申請を行う助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、次条第2項の規定による助成金の交付又は不交付の決定の通知を受ける前においては、公社に対して任意の方法により申告を行い、助成金の交付申請を取下げることができる。
- 5 公社が受理した申請書類に不備がある場合、公社が交付申請者に修正を求めた日の翌日から起算して3ヶ月以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を取下げたものとみなす。

(本助成金の交付決定)

- 第7条 公社は、前条第1項の規定により交付申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 公社は、交付申請者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 前項の場合において、公社は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による通知に際して、次条に掲げるものとは別に必要な条件を付すことができる。

(交付の条件)

- 第8条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の

目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- 二 公社が第17条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 三 公社が第18条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第19条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（申請の撤回）

- 第9条 被交付者は、第7条第1項による本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から7日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による届出があった場合は、第7条第1項による交付決定はなかったものとみなすことができる。
 - 4 被交付者は、第1項の規定による撤回の手続きが完了した後、交付申請の受付期間内であれば内容を変更し、再度交付申請ができるものとする。

（助成事業の承継）

- 第10条 被交付者の地位の承継（相続並びに法人の合併、分割に限る。）が行われた場合において、被交付者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は助成事業承継承認申請書（第6号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第7号様式）により、承継者へ通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第11条 公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後

生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 公社は、前項の取消し又は変更にあたっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第12条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容(廃止を含む。)を変更(事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く。)しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更(事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く。)しようとするとき。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

- 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
なお、被交付者が助成対象経費を第7条第1項の規定による交付決定金額よりも減額した額に変更した場合は、その変更後の額を交付決定額とする。

- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができる。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第13条 被交付者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書(第9号様式)を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第14条 被交付者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継(第10条第1項に規定する承継を除く。)をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認にあたっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

第15条 被交付者は、助成事業が完了した日(調査終了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日をいう。)から60日又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに、実績報告書兼助成金交付請求書(第10号様式)及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第16条 公社は、前条の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第7条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に対し、助成金確定通知書（第11号様式）により通知し、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定は、第16条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

5 本事業が終了したときは、第1項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第18条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第12号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第20条第1項の規定による延滞金を請求した場合について準用する。

5 本事業が終了したときは、第1項から第3項までの規定（前項で準用する第3項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第19条 公社は、第17条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し、前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

第20条 公社は、被交付者に対し、第18条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業が終了したときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第21条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

2 本事業が終了したときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

第22条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、第7条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から3年間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

（調査等）

第23条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類

その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り及び物件の調査に応じなければならない。
- 3 本事業が終了したときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

- 第24条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(不正行為等の公表等)

- 第25条 公社は、交付申請者等及び工事施工会社等が虚偽及び不正行為等により第6条第1項の規定に基づく交付申請を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。
- 一 本助成金又は公社が行う他の助成金等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。
 - 二 交付申請者等及び充電事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。
- 2 前項による措置は、第17条第1項の規定による取消しを行った場合について準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第26条 第6条第1項の規定に基づく本助成金の交付申請に係る手続きについては、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他必要な事項)

- 第27条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和5年6月29日付5都環公地温第1300号）

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表第1 交付申請に必要な提出書類（第7条関係）

1	現在事項全部証明書 ※法人格のある場合のみ
2	総会の議事録等 ※法人格のない場合のみ
3	充電設備の設置に向けた検討が確認できる資料 ※総会又は理事会の議事録
4	その他公社が必要と認める書類 ※公社より求められた場合は提出すること

別表第2 実績報告時に必要な提出書類（第7条関係）

1	現地調査報告書 ※充電事業者による調査内容及び提案内容が確認できるもの
2	請求書（内訳書含む）
3	領収書
4	その他公社が必要と認める書類 ※公社より求められた場合は提出すること